

改正案	現 行
<p>（申請手続の簡略）</p> <p>第十五条の二の二（略）</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項若しくは第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第三号に規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、<u>施行規則第三十三条第六号(1)に規定する基地局（以下「フエムトセル基地局」という。）</u>又は設備規則第四十九条の六の三第一項、第四十九条の六の四第一項若しくは第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの（以下「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信</p>	<p>（申請手続の簡略）</p> <p>第十五条の二の二（同上）</p> <p>2 同一人に属する二以上の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局、携帯移動地球局、設備規則第五十四条の三第一項又は第二項においてその無線設備の条件が定められている地球局（以下「V S A T地球局」という。）又は実験試験局であつて、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（V S A T地球局にあつては無線設備の移動範囲及び工事落成の予定期日、その他の無線局にあつては無線設備の工事落成の予定期日を除く。）及び無線設備の常置場所（V S A T地球局にあつては当該V S A T地球局の送信の制御を行う他の一の地球局（以下「V S A T制御地球局」という。）の無線設備の設置場所とする。）を同じくするもの並びに同一人に属する二以上の設備規則第九条の四第三号に規定するP H Sの基地局（以下「P H Sの基地局」という。）、<u>設備規則第四十九条の六の三第一項及び第四項、第四十九条の六の四第一項及び第四項若しくは第四十九条の六の五第一項及び第四項に規定する技術基準に適合する無線設備を使用する基地局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの（以下「フエムトセル基地局」という。）</u>又は設備規則第四十九条の六の三第一項、第四十九条の六の四第一項若しくは第四十九条の六の五第一項に規定する技術基準に適合す</p>

局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（PHSの基地局、フエムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（VSAT地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3・4 (略)

(再免許の申請)

第十六条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

一 十 (略)

2 5 (略)

(相続等における免許の承継の届出)

第二十条の二 法第二十条第一項、第五項及び第六項の規定により

る無線設備を使用する陸上移動中継局であつて屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置するもの（以下「特定陸上移動中継局」という。）であつて、その無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、法第六条第一項第一号から第七号までに掲げる事項（無線設備の設置場所及び工事落成の予定期日を除く。）を同じくするものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、一の無線局に係る免許の申請書及びその添付書類に同時に申請しようとする無線局の数及び各無線局ごとの無線設備の工事落成の予定期日、運用開始の予定期日、無線設備の設置場所（PHSの基地局、フエムトセル基地局又は特定陸上移動中継局に限る。）、無線設備の移動範囲及び常置場所（VSAT地球局に限る。）等を明示した上、当該一の無線局に係る免許の申請書及び添付書類のみを提出することによつて行うことができる。

3・4 (同上)

(再免許の申請)

第十六条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項等を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

一 十 (同上)

2 5 (同上)

(相続等における免許の承継の届出)

第二十条の二 (同上)

無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に法第二十条第七項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 免許人の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 承継に係る無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

2・3 (略)

(特定無線局の再免許の申請)

第二十条の八 特定無線局の再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、次に掲げる事項（第六号に掲げる事項を除く。）及び無線設備を設置しようとする区域）を記載した書類を添えて総合通信局長に提出して行わなければならない。

一～六 (略)

2・3 (略)

(審査及び包括免許の付与)

第二十条の九 総合通信局長は、法第二十七条の四の規定により特定無線局の再免許の申請を審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項（特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請にあつては、第一号及び第二号に掲げる事

一 免許人の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所

二 (同上)

2・3 (同上)

(特定無線局の再免許の申請)

第二十条の八 特定無線局の再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項等を記載した書類を添えて総合通信局長に提出して行わなければならない。

一～六 (同上)

2・3 (同上)

(審査及び包括免許の付与)

第二十条の九 総合通信局長は、法第二十七条の四の規定により特定無線局の再免許の申請を審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

項並びに無線設備の設置場所とすることができる区域)を指定して、特定無線局の免許を与える。

- 一 電波の型式及び周波数
- 二 空中線電力
- 三 指定無線局数

(運用開始等の届出)

第二十四条 (略)

第二十四条の二 法第二十七条の六第三項前段の総務省令で定める事項は、次の事項とする。

- 一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 包括免許の番号
- 三 特定無線局を開設した日
- 四 無線設備の設置場所
- 五 適合表示無線設備の番号
- 六 無線設備の製造番号

2 法第二十七条の六第三項前段の規定による届出は、別表第五号の五の二の様式により行うものとする。

3 法第二十七条の六第三項後段の規定による変更の届出は、その理由を添えて行うものとする。

(免許後の変更等の手続)

第二十四条の三 法第十六条の二の規定による許可の申請をしようとする場合は、変更の理由及び電気通信業務の通信の取扱範囲を

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

(免許後の変更等の手続)

第二十四条 (同上)

第二十四条の二 (同上)

記載した申請書にその写し二通を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。この場合において、その申請が海岸局に係るものであるときは、電気通信業務の通信に使用することを希望する電波の型式及び周波数並びに電気通信業務の取扱時間を申請書に付記するものとする。

2 (略)

第二十四条の四 法第二十二条又は法第二十七条の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係るすべての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その
代表者の氏名

二 六 (略)

第二十四条の五 法第二十七条の六第三項後段の規定による特定無線局の廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、
その代表者の氏名

二 包括免許の番号

三 廃止した年月日

四 適合表示無線設備の番号

五 無線設備の製造番号

六 包括免許に係るすべての特定無線局を廃止したときは、その

旨

2 (同上)

第二十四条の三 (同上)

一 免許人の氏名又は名称及び住所

二 六 (同上)

第二十九条 法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、申請書又は届書に変更に係る部分に関する変更後の事項を記載した別表第六号第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2 (略)

第三十条 法第百条第五項において準用する法第二十二條の規定による高周波利用設備の廃止の届出は、当該高周波利用設備を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総合通信局長に提出して行うものとする。

- 一 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 廃止する年月日
- 三 高周波利用設備の種別
- 四 許可の番号
- 五 許可の年月日

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

第三十一条の二 法第七十条の七第二項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一〜三 (略)

四 無線設備の製造番号 (包括免許に係る特定無線局 (法第二十

第二十九条 法第百条第五項において準用する法第十七条の規定により、許可に係る設備の変更の許可の申請又は届出をしようとする場合は、申請書又は届書に変更に係る部分に関する変更後の事項等を記載した別表第六号第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

2 (同上)

第三十条 (同上)

- 一 設置者の氏名又は名称及び住所
- 二 (同上)
- 三 (同上)
- 四 (同上)
- 五 (同上)

(非常時運用人による無線局の運用の届出)

第三十一条の二 (同上)

一〜三 (同上)

四 無線設備の製造番号 (包括登録に基づき開設している登録局

~~七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。）~~

2～4 (略)

(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用に関する準用)

第三十一条の三 前条の規定は、~~法第七十条の八第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。~~この場合において、前条第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、「免許又は登録」とあるのは「免許」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項」とあるのは「第七十条の八第一項」と読み替えるものとする。

(電磁的方法により記録することができる提出書類等)

第三十二条 次に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。

1～12 (略)

十三 ~~第二十四条の三~~の規定に基づき提出する書類

十四 ~~第二十四条の四~~に規定する文書

十五～二十一 (略)

に限る。)

2～4 (同上)

(免許人以外の者による特定の無線局の簡易な操作による運用に関する準用)

第三十一条の三 前条 ~~(第一項第四号の規定を除く。)~~の規定は、法第七十条の八第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。この場合において、前条第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、「免許又は登録」とあるのは「免許」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の八第一項の規定により無線局の運用を行う当該無線局の免許人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項」とあるのは「第七十条の八第一項」と読み替えるものとする。

(電磁的方法により記録することができる提出書類等)

第三十二条 次の各号に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するものは、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。

1～12 (同上)

十三 ~~第二十四条の二~~の規定に基づき提出する書類

十四 ~~第二十四条の三~~に規定する文書

十五～二十一 (同上)

別表第一号の三 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式
(第20条の5及び第20条の8関係)

(略)

1 特定無線局の種別	
2 包括免許の番号	
3 包括免許の年月日	
4 備考	

(略)

注1～4 (略)

5 1の欄から3の欄までの記載は、次によること。

(1) 1の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載すること。

(2) 2の欄及び3の欄は、再免許の申請の場合に限り、現に免許を受けている特定無線局について記載すること。

6・7 (略)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式

別表第一号の三 特定無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式
(第20条の5及び第20条の8関係)

(同左)

1 特定無線局の種別	2 最大運用数	3 包括免許の番号	4 包括免許の年月日	備考

(同左)

注1～4 (同左)

5 1の欄から4の欄までの記載は、次によること。

(1) 1の欄は、施行規則第15条の2に掲げる特定無線局の種別を、「陸上移動局」、「携帯局」、「地球局」又は「携帯移動地球局」のうちのいずれかの局種を記載すること。

(2) 2の欄は、包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。

(3) 3の欄及び4の欄は、再免許の申請の場合に限り、現に免許を受けている特定無線局について記載すること。

6・7 (同左)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式

(第20条の5及び第20条の8関係)

(別紙)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の 申請の場 合	<u>1</u> <u>2</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> <u>8</u> <u>11</u> <u>13</u> <u>14</u> <u>15</u> <u>16</u> <u>17</u> <u>18</u> <u>19</u> <u>20</u> <u>21</u> <u>22</u> <u>23</u> <u>24</u> <u>25</u> <u>26</u> <u>27</u> <u>28</u> <u>29</u> <u>30</u> <u>31</u> <u>32</u> <u>33</u>	
2 変更の 申請又は 届出を行 う場合	<u>1</u> <u>2</u> <u>3</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> <u>8</u> <u>9</u> <u>10</u> <u>20</u> (注1) <u>22</u> (注2) <u>30</u> (注3) <u>32</u> (注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) <u>21</u> の欄に変更が ある場合に限る。 (注2) <u>23</u> の欄から <u>29</u> の 欄までに変更があ る場合に限る。 (注3) <u>31</u> の欄に変更が ある場合に限る。 (注4) <u>33</u> の欄に変更が ある場合に限る。
3 再免許 の申請の 場合	<u>1</u> <u>2</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> <u>8</u> <u>9</u> <u>10</u> <u>11</u> <u>16</u> <u>17</u> <u>21</u>	

2～6 (略)

7 5の欄は、特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)に係る申請の場合に限り、免許の有効期

(第20条の5及び第20条の8関係)

(別紙)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区 別	記載する欄	備 考
1 免許の 申請の場 合	<u>1</u> <u>2</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> <u>10</u> <u>12</u> <u>13</u> <u>14</u> <u>15</u> <u>16</u> <u>17</u> <u>18</u> <u>19</u> <u>20</u> <u>21</u> <u>22</u> <u>23</u> <u>24</u> <u>25</u> <u>26</u> <u>27</u> <u>28</u> <u>29</u> <u>30</u> <u>31</u> <u>32</u>	
2 変更の 申請又は 届出を行 う場合	<u>1</u> <u>2</u> <u>3</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> <u>8</u> <u>9</u> <u>19</u> (注1) <u>21</u> (注2) <u>29</u> (注3) <u>31</u> (注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) <u>20</u> の欄に変更が ある場合に限る。 (注2) <u>22</u> の欄から <u>28</u> の 欄までに変更があ る場合に限る。 (注3) <u>30</u> の欄に変更が ある場合に限る。 (注4) <u>32</u> の欄に変更が ある場合に限る。
3 再免許 の申請の 場合	<u>1</u> <u>2</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> <u>8</u> <u>9</u> <u>10</u> <u>15</u> <u>16</u> <u>20</u>	

2～6 (同左)

7 5の欄は、免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。

間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものを記載すること。

8 6の欄は、特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合に限り、当該申請に係るすべての無線設備を設置しようとする区域をコード表により該当するコードを記載すること。

9 7の欄の記載は、次によること。

(1)・(2) (略)

10 8の欄の記載は、次によること。

(1)・(2) (略)

11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注11に準じて記載すること。

13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注11に準じて記載すること。

15 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

16 15の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局（宇宙無線通信を行うものに限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星

8 6の欄の記載は、次によること。

(1)・(2) (同左)

9 7の欄の記載は、次によること。

(1)・(2) (同左)

10 8の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

11 9の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10に準じて記載すること。

12 10の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

13 12の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の4第1項及び第15条の5第1項の規定の適用がある無線局の場合は記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

14 13の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

15 14の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何（又は免許人）所属の受信設備」のように包括的に記載すること。なお、地球局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局及び実験試験局（宇宙無線通信を行うものに限る。）については、申請に係る無線局の通信の相手方である放送衛星局等、人工衛星

局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

17 16の欄の記載は、次によること。

(略)

18 17の欄の記載は、注10の(2)に準じて記載すること。

19 18の欄の記載については、次によること。

(1)～(4) (略)

20 19の欄の記載は、次によること。

(1)～(5) (略)

(6) 特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）に係る申請の場合は、屋内その他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所への設置及びその無線設備の施行規則第21条の3への適合について、具体的な設置場所及び同条への適合の確保の方法を記載すること。

(7) (略)

21 20、22、30及び32の欄の記載は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。

22 21の欄は、次の事項を記載すること。

(1)・(2) (略)

23 23の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1)・(2) (略)

24 24の欄の記載は、次によること。ただし、当該人工衛星局が

局又は実験試験局（人工衛星に開設するものに限る。）が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である無線局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

16 15の欄の記載は、次によること。

(同左)

17 16の欄の記載は、注9の(2)に準じて記載すること。

18 17の欄の記載については、次によること。

(1)～(4) (同左)

19 18の欄の記載は、次によること。

(1)～(5) (同左)

(6) (同左)

20 19、21、29及び31の欄の記載は、当該申請に係る無線局と識別できる名称等を記載すること。

21 20の欄は、次の事項を記載すること。

(1)・(2) (同左)

22 22の欄は、所有者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、次の事項を記載すること。

(1)・(2) (同左)

23 23の欄の記載は、次によること。ただし、当該人工衛星局が

日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

(1)～(3) (略)

25 25の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

(略)

26 26の欄には、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

(略)

27 27の欄には、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

(1)～(3) (略)

28 28の欄は、移動範囲のコード表により該当するコードを記載すること。

29 29の欄には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略す

日本の人工衛星局である場合若しくは既に運用を開始している場合又は再免許申請の場合には、(1)及び(2)に関する記載を省略することができる。

(1)～(3) (同左)

24 24の欄には、開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名及び設置場所について記載すること。ただし、通信の相手方が日本の人工衛星局である場合には、記載を省略することができる。

(同左)

25 25の欄には、日本において運用される特定無線局を制御し、又は管理する地球局の開設者の国籍、氏名又は名称及び住所について記載するほか、その地球局の局名、機能、回線数及び設置場所に関する事項を記載すること。

(同左)

26 26の欄には、特定無線局の制御に関する次の項目について具体的に記載すること。

(1)～(3) (同左)

27 27の欄は、移動範囲のコード表により該当するコードを記載すること。

28 28の欄には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所、国際標識番号、姿勢制御方式、熱制御方式、所有者及び名称並びに宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類について記載すること。ただし、当該人工衛星局が既に運用を開始している場合、又は再免許申請の場合には、外国の人工衛星局が開設される宇宙物体の打上げ場所及び宇宙物体を打ち上げるために使用するロケットの種類に関する記載を省略す

ることができる。

30 31の欄の記載は、次によること。

(1)～(8) (略)

31 33の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注30(1)に準じて記載すること。

(2)～(6) (略)

32 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

ることができる。

29 30の欄の記載は、次によること。

(1)～(8) (同左)

30 32の欄の記載は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、注29(1)に準じて記載すること。

(2)～(6) (同左)

31 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第五号の五 包括免許に係る免許状の様式（第21条の2関係）

第1 特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特定無線局免許状			
包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的		包括免許の番号	
包括免許の年月日		包括免許の有効期間	
指定無線局数		運用開始の期限	
通信の相手方			

↑
.....
305ミリメートル

別表第五号の五 包括免許に係る免許状の様式（第21条の2関係）

第1 特定無線局（法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特定無線局免許状			
包括免許人の氏名又は名称			
包括免許人の住所			
特定無線局の種別			
特定無線局の目的		包括免許の番号	
包括免許の年月日		包括免許の有効期間	
開設無線局数		運用開始の期限	
通信の相手方			

↑
.....
305ミリメートル

包括免許人の事務所

電波の型式、周波数及び空中線電力

備考

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

(何)総合通信局長(注) ㊟

←.....216ミリメートル.....→

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

包括免許人の事務所

電波の型式、周波数及び空中線電力

備考

法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

(何)総合通信局長(注) ㊟

←.....216ミリメートル.....→

注 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

第2 特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）

特定無線局免許状

包括免許人の氏名又は名称		
包括免許人の住所		
特定無線局の種別		
特定無線局の目的	包括免許の番号	
包括免許の年月日	包括免許の有効期間	
無線設備の設置場所とすることができる区域	運用開始の期限	
通信の相手方		
包括免許人の事務所		

↑
.....
305ミリメートル
.....
↓

記

1 包括免許の番号	
2 特定無線局を開設した日	
3 無線設備の設置場所	コード[]
4 適合表示無線設備の番号	
5 無線設備の製造番号	
6 備考	

短 辺 (日本工業規格A列4番)

- 注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。
- 2 届出者欄の記載は、次によること。
- (1) 住所については、包括免許人の住所を記載すること。
- (2) 氏名又は名称は、包括免許人の氏名又は名称を記載し、氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。
- (3) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。
- 3 1の欄は、現に包括免許を受けている番号を記載すること。
- 4 2の欄は、当該届出に係る特定無線局を開設した期日を「平成23年3月1日」の場合は「H23.3.1」のように記載すること。
- 5 3の欄は、次によること。
- (1) 当該届出に係る特定無線局の無線設備の設置場所を「何県何市何町〇—〇—〇」のように記載することとし、空中

線の位置の経度及び緯度の記載は要しない。

(2) 都道府県コードを記載したときは、都道府県及び市区町村名の記載は要しない。

6 4の欄は、適合表示無線設備の番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

7 5の欄は、特定無線局の無線設備の製造番号を記載すること。一の特定無線局について複数の無線設備を有する場合にあつては、「ABC89001～ABC89010」又は「ABC89001、ABC89002」のように記載すること。

8 6の欄は、次によること。

(1) 屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所に設置した場合にあつては、「屋内等に設置。」と記載すること。

(2) 施行規則第21条の3に適合するものにあつては、「電波の強度に対する安全施設に適合。」と記載すること。

(3) 当該届出に係る連絡先として、法人にあつては、その連絡先の名称並びに担当責任者の氏名及び電話番号その他必要な連絡先を記載すること。

9 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に記載すること。

別表第九号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式（第31条の2
（第31条の3及び第31条の4において準用する場合
を含む。）関係）

（略）

記

1 （略）

2 （略）

3 （略）

4 無線設備の製造番号（特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。）

5 （略）

注 （略）

別表第九号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式（第31条の2
（第31条の3及び第31条の4において準用する場合
を含む。）関係）

（同左）

記

1 （同左）

2 （同左）

3 （同左）

4 無線設備の製造番号（包括登録に基づき開設している登録局
に限る。）

5 （同左）

注 （同左）